

# ヤブの刈払いや不要果樹の伐採の 要望調査のお知らせ

近年、町内における野生鳥獣の生息域が拡大し、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣が市街地等の人の生活圏に出没し、農作物被害等をもたらしています・

この度、町で被害防止を図るため、①ヤブの刈払い等、②不要果樹の伐採の要望調査を実施しますので、自治会又は個人で要望のある場合は、**8月1日（金）**までに下記へご連絡ください。

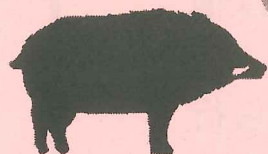
補助  
内容

## ① ヤブの刈払いや雑木林の伐採

補助対象者：自治会（補助上限 15万円）

## ② 庭先などの不要果樹の伐採

補助対象者：自治会または個人  
（1本あたり補助上限 2万円）



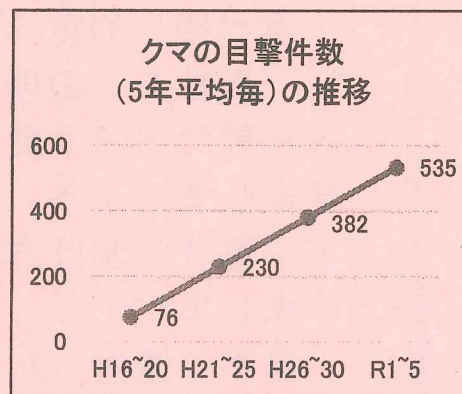
### 地域のことをチェックしてみよう!!

人にとってはゴミですが野生動物にとっては**エサ場**になります

- ☐ 家庭菜園や園地の残渣が捨てられている
- ☐ 収穫しないままの果実（カキ、クリなど）が放置
- ☐ 生活ゴミが散乱している場所がある

野生動物が**かくれて**いませんか

- ☐ 耕作放棄地に雑草が繁茂しヤブになっている  
（野生動物の隠れ場、集落・圃場への侵入路）
- ☐ 放置された竹林（隠れ場所の提供、春には タケノコがエサに）



目撃件数は増加傾向！



※ すでに県の補助金を申請している自治会や個人は併用できません。

お問い合わせ先

真室川町農林課農林整備係 TEL 0233-62-2052

裏面もご覧ください